農地法第３条の規定による許可申請書

令和　　年　　月　　日

吉川市農業委員会会長　様

＜譲渡人＞
住所

氏名　　印

＜譲受人＞
住所

氏名　　印

上記代理人　住所
氏名　行政書士　　職印
電話

下記農地(採草放牧地)について｛所有権／賃借権／使用貸借による権利／その他使用収益権（　　）｝を｛設定（期間　　年間）／移転｝

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

１　申請者の氏名等

申請者	氏　　名	年　齢	職　業	住　　所	国籍	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人(該当する場合には○)
譲渡人								
譲受人								

２　許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(㎡)	対価、賃料等の額(円)［10a 当たりの額］	所有者の氏名又は名称［現所有者の氏名又は名称（登記簿と異なる場合）］	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
				［　　/10 a］	［　　］		

３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

（記載要領）

１　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。なお、下記の本人確認に係る留意事項の１及び２の内容を確認しておいてください。

２　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。

３　国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

４　競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

５　記の３は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

（本人確認に係る留意事項）

１　当時者（譲渡人・譲受人）が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。なお、この書類を持参した場合、申請書及び添付書類の押印を省略することができます。
【１点でよいもの】
運転免許書、運転経歴証明、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書
【２点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書

２　代理人が窓口に申請書類を持参する場合、当事者（譲渡人・譲受人）の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。なお、この書類を持参及び写しを提出した場合、申請書及び添付書類の押印を省略することができます。
運転免許書、運転経歴証明、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳、在学証明書

３　本申請書の譲渡人・譲受人の記載欄を記名押印の上、代理人が委任状を持参し申請書類を提出する場合は、当事者（譲渡人・譲受人）上記留意事項１・２記載の書類の添付は不要です。

４　当事者が法人の場合は、法人登記事項証明書により確認します。

５　必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ 一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地（㎡）
所有地	自作地					
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
所有地	非耕作地					

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地（㎡）
所有地以外の農地	借入地					
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
所有地以外の農地	非耕作地					

（記載要領）

１ 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地です。

２ 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地として管理をしている」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1－2　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

種類 / 数量					
確保しているもの　所有					
確保しているもの　リース					
導入予定のもの　所有					
導入予定のもの　リース					
[資金繰りについて]					

(記載要領)

1　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦　　年、農業技術修学暦　　年、その他（　　）

②　世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	人（農作業経験の状況：　　）
	増員予定：	人（農作業経験の状況：　　）
③　臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：	人（農作業経験の状況：　　）
	増員予定：	人（農作業経験の状況：　　）

④　配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ市町村別の状況を記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください、）なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

距離　　時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守状況等（別紙１に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項（例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。）

（記載要領）
「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新棟の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第３条第２項第２号関係＞（権利を取得しようとする者が**農地所有適格法人**である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況（別紙**2**に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託の引受けの内容（ 信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第３条第２項第４号関係＞（ 権利を取得しようとする者が**個人**である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

(1) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の状況

常時従事している者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係

(2) その者の農作業への従事状況（ 該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第３条第３項第１号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

７　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でのどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

＜農地法第３条第３項第３関係＞（ 権利を取得しようとする者が**法人**である場合のみ記載してください。）

８　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

（１）氏名

（２）役職名

（３）その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:　　年　　ヵ月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:　　年　　ヵ月（直近実績）

年　　ヵ月（見込み）

Ⅲ　特殊事由により申請する場合の記載事項

９　以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ｉの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

（１）以下の場合は、Ｉの記載事項全ての記載が不要です。

□　その取得しようとする権利が地上権（民法（明治２９年法律第８９号）第 269 条の２第１項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合。

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

□　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第１１条の３１第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合。

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合。

（景観法（平 16 年法律第 110 号）第 56 条第 2 個の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

（２）以下の場合は、Ｉの１－２（効率要件）及び２（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる

（3）以下の場合は、Ⅰの2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・　その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの

・　地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)